

JIS

切削工具用語（基本）

JIS B 0170 : 2020

(JTA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山田 陽滋	名古屋大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 48.10.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：日本機械工具工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-25 GYB 秋葉原 TEL 03-3526-6200)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
4.1 工具の種類	2
4.2 工具の部分の名称及び刃部の要素	4
4.3 基準方式	9
4.4 刃部の角	14
4.5 切削作用	19
4.6 刃部の損傷	27
附属書 A (参考) 改正した内容	29
解 説	34
索 引	36

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本機械工具工業会（JTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 0170:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

切削工具用語（基本）

Cutting tools—Vocabulary—Common terms

1 適用範囲

この規格は、切削工具^り（以下、工具という。）に共通の基本的な用語及びその定義について規定する。

注記 この規格は、1982年に第2版として発行されたISO 3002-1及びAmendment:1992並びに1984年に第1版として発行されたISO 3002-3及びISO 3002-4を参考として作成した（参考文献[11]、[13]及び[14]）。

なお、変更の内容を一覧表にその説明を付けて附属書Aに示す。

注^り 主として金属切削用として用いられ、加工時に切りくずの出る工具の総称。

2 引用規格

この規格に引用規格はない。

3 分類

工具の基本的な用語の分類は、次による。

- a) 工具の種類
 - 1) 切削運動による分類
 - 2) 用途による分類
 - 3) 刃部の材料及び表面処理による分類
 - 4) 構造による分類
 - 5) 取付方法による分類
- b) 工具の部分の名称及び刃部の要素
- c) 基準方式
- d) 刃部の角
- e) 切削作用
- f) 刃部の損傷

4 用語及び定義

用語及び定義は、4.1～4.6による。用語の一部に括弧を付けてあるものは、括弧の中の用字を省略してもよい。

注記 図は一例を示すものであって、形状及び大きさを規定するものではない。

なお、図中の括弧内の数字は、この規格の用語の番号を示す。